

# 羽島市勤労青少年ホーム個人情報保護マニュアル

平成24年4月1日

指定管理者 株式会社ハイパーブレイン

株式会社ハイパーブレインが管理運営をする「羽島市勤労青少年ホーム」の個人情報の取り扱いについて、職員一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識して、羽島市の個人情報保護条例及び個人情報保護条例施工規則に基づいて、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護マニュアルを定める。

また、個人の情報保護の徹底を図るため、館長を個人情報管理責任者、事務局長を同副監理責任者に充て、組織をあげて取組むものとする。

## 1. 必要最小限の個人情報の収集

当ホームの管理運営のために個人情報を収集するときは、事務を処理するために必要最小限のものとし、適正かつ公正な手段で収集しなければならない。

## 2. 収集した個人情報の管理

- (1) 収集の目的以外に使用してはならない。
- (2) 個人情報が記録された資料等を複写し、複製してはならない。また外に持ち出してはならない。
- (3) 第三者から照会があったときは、本人の同意がない限り対応してはならない。
- (4) 事務処理のために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。(不当な目的に使用してはならない。) また、職員が退職した後も同様とする。
- (5) 個人情報が記載されている文書及び記録媒体等は、漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止等のため、保存期間中は施錠できる場所に保管しなければならない。
- (6) 個人情報が記録されているパソコンは、ワイヤーで施錠しなければならない。

## 3. 個人情報記録文書等の廃棄

- (1) 教養講座、カルチャースクール等の申込書、受付票等の業務開始の準備に要する文書は、その事業が完了したときに廃棄しなければならない。
- (2) 業務ごとに個人情報をまとめた文書及び記憶媒体は、その年度又は次回の事業企画が終了したときに、消去又は廃棄しなければならない。また文書保存年限が到来したときも同様とする。
- (3) 文書の廃棄は、シュレッダー又は専門業者へ委託して焼却処分しなければならない。

## 4. 個人情報の漏洩等があった場合の措置

- (1) 個人情報の漏洩、外部流出等があった場合、個人情報管理責任者は、速やかに指定管理者(株式会社ハイパーブレイン)に報告しなければならない。指定管理者は市に報告し、市の指示に従うものとする。
- (2) 指定管理者は、個人情報管理責任者に指示し、漏洩等の原因を調査し、発生の防止策を策定しなければならない。